

令和8年度

町政執行方針

訓子府町長 伊田 彰

令和8年第1回定例町議会の開会にあたり、令和8年度の町政執行方針を申し上げ、町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和8年は、高知県人の方々が開拓の鋤を打ちおろしてから130年の節目の年であります。

明治30年にこの地に入植された13戸45人の開拓者の方たちが原始林と厳しい大自然に立ち向かい、幾多の困難を乗り越え今日の訓子府町が築られました。多くの先人たちの「勇気」と「志」を皆さまと共に受け継ぎ、これからの訓子府町の歴史を紡いでまいりたいと思っております。

また、本年は、「みんなでつくる訓子府の未来」「誰一人取り残さないまちづくり」を旗印に邁進^{まいしん}した私の任期の総仕上げの年でございます。初心を忘れず、「人を思うところ」「人によりそうところ」「人を支えるところ」を大切にしながら、全力で町政の舵取りという大任を果たしてまいります。

それでは、令和8年度における、私の町づくりの目標実現に向けた主な施策の推進について、第6次訓子府町総合計画の7つの将来目標に沿って申し上げます。

将来目標の1点目は、「安心して『子ども』を産み、育てられるまちづくり」についてであります。

令和7年の我が国の出生数は前年比2.7%減の66万8千人と統計開始以来過去最少出生数であった令和6年をさらに更新する深刻な状況が続いております。政府は喫緊の課題であるとし「子ども基本法」に基づく「こども大綱」のもと、全てのこどもがウェルビーイングで生活することができる「こどもまんなか社会の実現」を目指し、約400のこども施策を推進する「こどもまん中実行計画」を政府一丸となって進めております。

本町においては、出生数が令和5年で10人、令和6年で16人、令和7年で22人と、やや回復傾向の兆しを見せておりますが、これからも、誰もが安心して子どもを産み、育児ができる支援や体制のさらなる充実を図り、「子育てするなら訓子府」という町の魅力を広く強く発信し、若い世代が本町で暮らし、子どもを産み育てたいと思うことができる町づくりのため、町全体でこども・子育てを支え、全ての子育て世帯を切れ目なく支援する施策の展開に努めてまいります。

【認定こども園】

昨年、開園10年を迎えた認定こども園では、国の制度による3歳以上の保育料無償化に加えて、町独自の3歳以上の給食材料費と3歳未満の保育料、給食材料費を加えて保育料の無償化を継続し、保護者の経済的負担のさらなる軽減を進めてまいります。さらに保育教諭や特別な支援を要する園児のための支援員配置と職員の研修の充実を図るとともに、大きな効果を上げている保育ICTシステム「コドモン」の継続利用により、保育教諭の業務効率化、教諭と保護者との密接な連絡体制の構築、情報発信等を進めてまいります。

また、旧訓子府幼稚園のシンボリック的遊具で、昨年、経年劣化により撤去した「ヒコーキジム」を更新し、新しい認定こども園のランドマークとなるよう設置してまいります。

【子育て支援】

まず、本年は児童福祉法等の一部を改正する法律において、これまで子ども未来課に設置していましたが「子育て世帯包括支援センター」を4月より、母子保健と児童福祉に関わる機能を統合し、妊

産婦、子育て世帯、子どもに対して一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」として、福祉保健課に設置します。

こども家庭センターでは、これまでの母子保健事業、児童福祉業務に加え、要支援児童に対してサポートプランを作成し、包括的かつ計画的に支援していきます。

「ともに支え合い、安心して子育て、元気に子育てができるまち」を基本理念に策定した「第3期訓子府町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、町全体で子育て家庭を支援し、安心して子育てができる環境の整備に努めてまいります。

子どもを持ちたい方への特定不妊・不育症治療費助成事業、妊産婦一般健診などの経済的支援の実施や産後ケア事業を継続し、妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援を充実させ、出産前後の不安解消を図ってまいります。

乳児・育児期には、乳幼児健康診査等検査費や未熟児養育医療費の助成を継続するほか、離乳食教室など月齢に応じた各種教室・健康相談の開催、定期予防接種、インフルエンザ、おたふくかぜの任意予防接種費用への助成、フッ素塗布などの子ども歯科保健事業を引き続き実施してまいります。

子育て支援センター「ひだまり」では乳幼児期の保護者と子ども

の交流の場として、各種行事や講座の開催、託児など一時預かり事業の実施などにより妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援に努めてまいります。また、新たに3歳未満の未就園児を対象としたこども誰でも通園制度を始めるとともに、託児無料事業の拡充と一時預かり料の個人託児を値下げしてまいります。さらに、令和8年度は熱中症対策としてルームエアコン3台を整備し、適正な施設管理にも努めてまいります。

子育て世代への包括的な支援を行うため、各担当部署が連携し、妊娠初期からそれぞれの段階に応じたサービスや情報提供、助言などを通じ、乳幼児から学童に至る子育て不安の解消を図ってまいります。

放課後児童対策につきましては、保護者の就労形態の多様化に対応した支援体制の充実や児童センター、放課後子ども教室、みつばちクラブ運営支援など子どもたちの放課後生活の支援に取り組んでまいります。

【その他の子ども子育て対策】

就学前の発達に関し支援が必要な子ども・家庭が利用する北見市子ども総合支援センターきらりへの通園費助成をはじめ、美幌

療育病院専門職による年中児健康相談や子育て支援センター、児童センター、認定こども園、小中学校での発達支援事業、障がい児自立支援事業などにより早期発見、療育につなげてまいります。

さらに、ひとり親家庭等への医療費助成、未熟児養育医療費の助成、高校生まで対象を拡大したこども医療費の無償化を継続実施し、子どもの医療及び発達支援対策等の充実に努めてまいります。

将来目標の2点目は、「強い『産業』で活力を生み出すまちづくり」についてであります。

世界では、米国の関税措置や、米中欧をはじめ各国による自国優先の大規模な産業政策の展開など、新たな国際秩序が生まれようとしています。国内に目を向けると、遅きに失した感はありませんが、賃上げや国内投資が約30年ぶりの高水準となり、そして名目GDPも600兆円の大台を超えるなど明るい兆しは見えてきております。他方、依然として続くエネルギー料金や生産資材の高騰、物価高の影響は非常に大きく、地方経済の厳しい状況には明るい兆しが見えてこないというのが現状でございます。

我が国の農業を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や自然災

害、気候変動等の影響、人口減少や高齢者の引退による担い手の急減など大きく変化しております。このような状況下で、国では改正食料・農業・農村基本法に基づき新たに策定した食料・農業・農村基本計画に基づいた大規模な農業の構造転換を5か年で集中的に推し進める予定です。

本町においては、このような国の動きを注視し、きたみらい農業協同組合を始めとした関係団体と緊密な連携を図りながら、各種施策に取り組み、将来に向けた農業基盤の構築に取り組んでまいります。

また、商工業においても、訓子府町商工会と連携し、町内業者の活動をサポートする各種施策を継続実施しながら、地域の活力が維持・発展していくよう努めてまいります。

【農業生産基盤の整備】

本町の農業政策の中心を成している農業基盤整備事業については、6地区の事業を実施してまいります。

令和8年度は、道営山林川地区では山林川改良工事を、道営訓子府北東地区では区画整理などの面工事や暗渠排水整備を、西17号線地区では町道西17号線の舗装修繕を、道営西33号線地区

では町道西 3 3 号線の測量試験を継続実施し、道営訓子府中部地区においても測量試験を継続実施するとともに、新たに訓子府西部地区水利施設等保全高度化事業を開始し、令和 8 年度は測量試験を実施してまいります。

また、農業水路等長寿命化・防災減災事業として、令和 8 年度は協成地区排水路の水路改修を実施してまいります。

【農業後継者の育成】

全国的な農業者の減少や高齢化問題については、本町においても同様であり、基幹産業である農業を将来的に持続していくためにも、次世代を担う農業後継者の確保や新規就農者が自立できる経営基盤の構築支援は継続して実施すべき重要な施策であります。そのため、経営継承・発展支援事業として、経営を継承した後継者への経営発展に向けた取り組みに対する支援をしてまいります。

また、新規就農者に対しても新規就農者等支援条例に基づく支援など、担い手確保に取り組んでまいります。

くねっぶ農業未来づくり試験事業では、北見農業試験場に「馬鈴薯ゆめいころの栽培方法の確立」をテーマに令和 6 年度から試験委託しており、これを継続してまいります。さらには、担い手の

消費者交流や研修参加経費を助成する農業担い手育成事業を継続し実施してまいります。

また、出会い事業等の担い手配偶者対策事業を農業担い手対策推進協議会とともに進めてまいります。

農業経営の近代化と効率化では、麦作振興会におけるコンバイン更新のための資金、農業経営基盤強化資金、異常気象による資金対応への利子補給や畑作物の直接支払交付金等経営所得安定対策を継続してまいります。

【畜産経営の効率化】

令和8年度は、家畜資質改善対策事業、家畜伝染病予防対策としての畜産環境整備事業の継続実施のほか、酪農ヘルパー事業などによる労働環境改善、労働力確保などを継続して支援してまいります。

共同利用模範牧場では、^{うしようみずのみそう}牛用水飲槽や肥料散布時のホイールローダー吊下げ作業に使用するフレコンツールを更新し、施設の適正維持に努め、入牧牛の適切な飼養管理・入牧頭数の確保による運営の安定化に努めてまいります。

【魅力ある農業と理解される農業の確立】

訓子府ブランドである「くんねっぷメロン」を守るため、訓子府町メロン振興会に対し花粉交配用蜜蜂の補助を継続支援してまいります。

また、きたみらい農業協同組合と連携した、クリーン農業推進のための農業振興対策事業、作物の品質向上や肥料・薬剤の効果を試験圃場で実証する農業技術対策事業、農業者による農地及び用排水路等の基礎的保全や農村環境保全などを行う集落営農活動支援事業などに対する助成など魅力ある取り組みに対して支援してまいります。

食害や踏害など農作物に深刻な被害を与える有害鳥獣対策では、猟友会の協力を得て猟銃による駆除、くくりわなの貸出しによる駆除の実施、エゾシカ駆除報償金の交付のほか、狩猟免許取得者への助成による担い手の確保、適正な残滓処理に取り組んでまいります。また、近年、ヒグマによる深刻な被害が全道的に報告され、本町においても予防的な対策の必要性が高まっていることから、新たなヒグマ捕獲用箱わなの購入、有害鳥獣駆除等報償金の引き上げ等をしてまいります。

【森を守り育てる】

一般民有林の森林資源の循環利用の確立と地球温暖化防止など森林の有する多面的な機能が発揮できる森づくりの推進を図るため、森林環境譲与税を活用し、民有林管理推進事業では、木材生産のために「特に効率的な施業が可能な森林」で実施する保育間伐に対して、国・道の上乗せ補助を、森林環境保全整備事業では、補助対象とならない搬出間伐に対し、町単独で補助してまいります。また、人工造林、除間伐に対し補助を行う民有林振興事業、森林組合への民有林育成指導事業に対する支援も継続してまいります。

また、町の貴重な財産であります町有林につきましては、将来を見据えた適正な管理を実現していくため、町有林野経営審議会などの専門的な意見とあわせ、^{エスジェック}SGEC森林認証の規定に基づき持続可能な森林経営を推進してまいります。

さらに、GPSを活用し効率的に林地測量することができるGNSS受信機を更新してまいります。

【商工観光の活性化】

令和8年度も、本町の農産物及び特産品のブランディングを推

進するため、付加価値の向上を目指した生産と加工、販売の6次産業化に向けた取り組みや農商工連携の取り組みを推進し、新商品の開発や販路拡大等の取り組みを支援するとともに、既存の商品についてのリブランディングによる販路拡大の支援を実施します。

新たに営業を行う事業者や第2創業に挑戦する事業者の店舗購入または新築、空き店舗の再活用に係る改装などに要する経費を補助する店舗出店等支援事業や既存店舗の改修に要する経費の一部を助成する店舗改修事業についても継続実施してまいります。

厳しい環境が続く小売商業及びサービス業ですが、商工会を通じた商業振興策に取り組むため、引き続き商店街の賑わい創出のため、商店街等活性化推進対策に対し支援を行います。

また、町内における住宅の改修工事や住宅設備の整備を推進する住環境リフォーム促進事業を国の物価高騰交付金を活用しながら本年度のみ拡充を図り、商店街の活性化と商工業者の受注機会の拡大を図ってまいります。

商工業就労助成事業、商工業後継者育成助成事業を継続し、後継者の確保をするなど商工業後継者対策を行い、中小企業特別融

資運用基金貸付事業と利子補給、町内企業等との情報交換などにより、企業、事業所の存置対策にも取り組んでまいります。

さらにふるさとまつり、さむさむまつりなどのイベント開催などにより、まちの活力を高め、町内外にまちのイメージアップなどを図るため、産業観光振興協議会活動を促進してまいります。

【まちづくり株式会社「ぷ」】

公約に掲げておりますまちづくり株式会社「ぷ」につきましては、令和8年1月7日に設立登記を行い、地域活性化起業人及び地域おこし協力隊の制度を活用し、訓子府町の新たな魅力や資源を発掘・発信することとし、地域ブランディング・農業・起業支援・教育・移住定住・町のプロモーションなど様々な側面から事業を展開し、若者や女性に選ばれる「日本一継ぎたくなるまち訓子府」「夢中になれるまち訓子府」を目指し、訓子府町に新たな風を吹かせてまいります。

将来目標の3点目は、「いつまでも『健康』に暮らせるまちづくり」についてであります。

乳幼児期から高齢期までの健康づくりに取り組み、住み慣れた地域で生涯にわたり健やかで活躍し続けることができるよう保健・医療・福祉の充実したまちづくりを進めます。

【高齢者福祉・介護保険】

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で医療、介護、介護予防、住まい、生活支援のサービスを受けながら暮らし続けられる地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて取り組んでまいります。

認知症対策では北見赤十字病院の認知症専門医等と連携し、認知症の早期発見・早期対応を行う「認知症初期集中支援チーム事業」を継続してまいります。また、「生活支援コーディネーター業務」を社会福祉協議会に委託し、高齢者の困り事などへの対応や支え合いの体制づくりを推進してまいります。

在宅の高齢者に対しては、災害弱者緊急通報装置の設置、ショートステイサービス、愛の声かけ訪問、移送サービス、除雪サービスなどの在宅福祉サービスを継続いたします。また、GPS端末購入費を助成する認知症高齢者等対策事業、紙おむつ等の購入助成や

紙おむつ等を利用されている方への指定ごみ袋無償配布事業など、介護家族の支援事業も継続してまいります。さらには、地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図り、高齢者の生活機能の維持・向上、自立支援を目的とした地域リハビリテーション活動支援事業、自主活動による「いきいき百歳体操」の支援など、介護予防事業を引き続き実施してまいります。

また、定住自立圏で設置した北見地域成年後見中核センターと連携し、認知症や障がい等の理由で判断能力が不十分な方の成年後見制度の利用支援や権利が守られる体制づくりを図ってまいります。

高齢者の生きがいと自立促進に向けては、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動や老人クラブの支援を通じて、高齢者の積極的な社会参加促進に取り組むほか、高齢者を敬愛し、長寿を祝う場として敬老祭を開催してまいります。また、各地域において自主的に行われている交流の場づくりなどの取り組みに対しても引き続き支援、協力してまいります。

特別養護老人ホーム「静寿園」を運営する「訓子府福祉会」へは、経営安定のため、運営費に対する支援を実施してまいります。

【地域福祉の推進】

地域福祉を推進する中核的福祉団体である社会福祉協議会の運営に対する支援をはじめ、民生委員児童委員協議会や保護司会の活動支援、このほか広域の福祉団体の活動や運営に対する助成を継続し、地域全体で福祉活動が展開され、共に支え合う地域福祉環境が充実する町づくりに努めてまいります。

【保健・医療対策】

町民一人ひとりが健やかに暮らせるよう、「第3期健康増進計画」に基づき、健診などを通じた疾病の早期発見、生活習慣病の予防など健康づくり活動を推進します。

町民の健康づくりや保健事業は、11月に健康月間として月間チャレンジ事業や運動講座を開催するほか、開基130年記念事業として健康講演会を開催してまいります。町民健診、後期高齢者健診、各種がん検診、歯周病健診、骨粗しょう症検診の実施やPET-CT^{ペ ッ ト シーティ}がん検診の助成を継続します。感染症予防対策では高齢者インフルエンザ・成人用肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症・帯状疱疹等定期予防接種に取り組んでまいります。

医療に関しましては、地元医療機関や北見医師会との連携や、北

見市休日夜間急病センターを活用し、夜間・休日にも安心して医療サービスが受けられるよう救急医療体制の確保に努めます。また、精神疾患や特定疾患患者、人工透析患者の通院や訪問看護利用に係る交通費助成を継続してまいります。

国民健康保険事業では、医療保険制度の周知や脳ドック費用の助成、特定健診の受診率向上に向けた受診勧奨や保健指導の充実に積極的に取り組んでまいります。また、平成30年度から事業・財政の運営主体が北海道となり8年が経過し、北海道では令和12年度を目途に「北海道統一保険税」を目指しており、本町においても令和12年度に向け、段階的に国民健康保険税率の見直しを図ってまいります。

【障がい者福祉の推進】

障がい者福祉に関しましては、令和5年度に策定した第7期障がい者福祉計画、第3期障がい児福祉計画に基づき、住み慣れた地域で可能な限り必要な支援が受けられ、社会参加の機会が確保されるなど、障がいの有無や種別によって分け隔てられることのない共生社会を目指し、自立支援サービス事業と地域生活支援事業の実施に努めてまいります。

北見地域基幹相談支援センターと連携し、障がいのある方の高齢化、重度化や親亡き後を見据えたさまざまな支援を切れ目なく提供できる体制づくりを進めてまいります。

町独自の事業である障がい者外出支援サービス、配食サービス、除雪サービス、重度身体障害者交通費助成を引き続き実施してまいります。

また、就労継続支援事業所「きらきら本舗」の運営費補助を継続してまいります。

将来目標の4点目は、「きめ細やかな『教育』で豊かな心と健やかな体を育むまちづくり」についてであります。

昨年3月に策定された「第3期訓子府町教育大綱」に基づき教育委員会と密接に連携しながら、多様化する課題の解決と特色ある教育の形成にも配慮し、「教育の町・くんねっぷ」にふさわしい町づくりに取り組んでまいります。

個別の政策につきましては、教育長からの教育行政執行方針により述べさせていただきます。

将来目標の5点目は、「みんなが快適に暮らせる『基盤』を整えるまちづくり」についてであります。

社会資本整備については、政府は旧来のモノの豊かさの追求から、高い生活の質「ウェルビーイング」実現を重視した考え方に舵を切り替えておりますが、そのような中でも社会資本の整備は、現在の町民の日常生活や経済活動を支える重要な施策のひとつであるとともに、世代を超えて将来にわたって活用されることとなる貴重な財産であります。

本町の道路、橋りょう、河川、上水道、下水道、町営住宅、廃棄物処理施設などの多くの施設は経年劣化しているため計画的に長寿命化修繕と良好な維持管理を実施し、生活環境、経済環境の維持に努めてまいります。

【定住促進・関係人口】

本町の住宅は持ち家と町営住宅が多くを占める現状にあります。令和8年度は末広団地の長寿命化修繕を行うため、公営住宅長寿命化計画を策定するとともに、末広団地1棟4戸と東幸町定住促進住宅2棟4戸の屋根塗装修繕と日出団地1棟4戸の内部改修を実施してまいります。さらに、新規事業として子育て・移住者向け住宅1戸を整備してまいります。持ち家対策としましては、従来の空き家所有者の空き家情報を提供する「空き家バンク制度」と空き家を利活用したい希望者の情報も公開する「さかさまバンク」を継続実施しマッチング効果を高める取り組みや、高齢化により近い将来増加が見込まれる町内の空き家の流通や空き家バンクへの登録をさらに促進させるため、物件の売り主に対し、登記・残置物撤去・耐震診断に係る費用の補助を行う空き家流通促進事業補助金を継続するとともに、全国版の空き家バンクと連動させ、希望する新規登録者は全国版にも掲載を可能とし発信力を高めるなど、空き家住宅政策の充実を図り、既存の不良空き住宅等除却補助金の継続等と併せ、住宅政策の充実に努めてまいります。

婚姻した世帯に対する支援として、住宅取得費用・住宅リフォーム費用及び住宅賃貸借費用や引っ越し費用を支援する結婚新生活支援事業補助金を継続いたします。

また、移住支援金の継続のほか、移住目的の住居や仕事探し、又は移住体験で町内に滞在する期間中の宿泊費の一部を助成する体験宿泊費補助金を継続し、地域居住希望に応えるため、町有住宅を移住体験住宅として活用してまいります。

一方、町民憩いの場である公園では、銀河公園の老朽化した遊具の更新を実施し、レクリエーション公園の高圧コンデンサについても更新し、安全で安心な公園管理を進めてまいります。

さらに、老朽化した地上デジタル放送テレビ中継局の送受信機を更新し、町民が適切な情報を受け取れる環境を整備してまいります。

【道路橋梁・河川の整備】

令和8年度の町道整備については、北1条線と南8線の舗装修繕を継続実施してまいります。また、南訓線、豊坂西31号線、北栄南11線、西30号線、西17号線の側溝補修やその他の路線の舗装・区画線の補修など道路維持事業を実施。新たに東4丁目線の改良・舗装のための道路整備に着手してまいります。さらには南12線沿いの老朽化している立入防護柵の修繕を行う沿線立入防護柵整備事業を継続実施してまいります。

北海道横断自動車道は、端野・美幌高野間の早期完成、陸別・小利別間の早期整備と女満別空港・網走間、足寄・陸別間の早期着手など全線開通に向け国などに要請してまいります。

また、町道除排雪事業では、除雪専用車 1 台の新規購入を実施いたします。さらには高齢者世帯置き雪除雪事業と高齢者・障がい者の除雪サービスを継続するなど、冬期間の町道除排雪に万全を期してまいります。

橋りょう整備では、まず、令和 3・4 年に実施した橋りょう点検に基づく 99 橋の橋りょう長寿命化修繕計画を改定し橋梁の長寿命化を進めており、令和 8 年度は中央橋の橋梁修繕と 40 橋の計画点検業務を実施してまいります。

河川につきましては、河川断面狭小区間の解消工事として、中ノ沢支流の横断管修繕、鍋嶋川、オカノ川の護岸工事、ポン紅葉川のトラフ修繕など河川の維持管理に努めてまいります。

オロムシ川及びシルコマベツ川の河川改修工事の早期完成、訓子府川の駒里樋門改築については引き続き関係機関に粘り強く要請していくほか、長年被災が続く紅葉川は国営かんがい・排水事業の北栄地区として令和 7 年から着手となり詳細設計や用地測量

を順次実施しており、令和8年度は詳細設計や用地測量及び一
本工事も実施することとしており、災害の未然防止や減災対策の
推進を図ってまいります。

【上下水道事業】

水道事業につきましては、令和8年度も継続して国庫補助を活
用し、大谷水系導水管1千800メートルの更新を実施してまい
ります。

老朽管更新事業では幸町線、南1条線、東1丁目線の老朽管の
更新に取り組むとともに、機能改善事業では、常盤送水施設の送
水ポンプを更新するなど安全・安心な水道供給に向けた維持管理
の強化を図ってまいります。

下水道事業につきましては、令和8年度も実践会地区での個別
排水処理施設整備事業を継続し、水洗化の普及促進及び快適で衛
生的な生活環境の確保と公共水域の水質保全を図ってまいりま
す。

【地域交通】

本町唯一の公共交通機関を運行する北海道北見バスへの地域間幹線系統確保維持事業費補助金については、本年度から地方公共交通計画の事業年度実績に応じた交付とするために、補正予算での計上へ変更し、路線沿線の北見市、置戸町、陸別町と連携したなかで継続支援してまいります。

また、地域、特に交通弱者である高齢者の足の確保対策としての高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス高齢者利用支援事業、高校生等のバス通学定期運賃補助を継続してまいります。

【環境衛生・葬斎場・墓地】

ごみの減量化や再資源化、住民によるリサイクル運動の推進、1市2町一般廃棄物広域処理、し尿処理体制の確保などを進め、廃棄物処理場では接触槽ブロワとポンプなど汚水処理機械の修繕を進め、適正管理に努めてまいります。

葬斎場「清陵苑」は、良好な維持管理に努め利用者の利便性の向上を図っていくほか、利用者が増加傾向にある合葬墓を含めた、墓地の適正な管理を継続してまいります。

【GXの推進について】

国は、「第6次環境基本計画」を策定し、様々な施策を展開しようとしております。本町でも令和6年3月7日に2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを実現することを目指し、「訓子府町ゼロカーボンシティ宣言」を行ったところでございます。

令和8年度も訓子府町再生可能エネルギー導入戦略に基づき、個人の住宅及び集会所の性能向上リフォーム及び再生エネルギー設備導入に係る改修工事費の一部を補助する「住まいのゼロカーボン化推進事業補助金」を継続実施するほか、公共施設のLED化に伴うCO2削減量をJ-クレジット化するための検討を進めて参ります。

将来目標の6点目は、「みんなの『安全・安心』を支えるまちづくり」についてであります。

我が国は、昨今の気候変動により、今まででは起こりえなかったような自然災害により、様々な被害が発生しています。国では人命最優先の防災立国を構築するため、令和8年度に新たに防災庁の設置を目指しております。

本町においても、いつ襲ってくるかわからない災害に備え、安全、安心に暮らせる地域づくりを引き続き進めてまいります。

【町のランドデザイン策定】

公共施設の複合化、適正配置などを検討し、将来負担の少ない町づくりをめざす、30～40年後の訓子府町を見据えた「町のランドデザイン」を策定することとし、北海道大学工学研究院教授をアドバイザーとして招聘し、令和8年度に基本構想、令和9年度に基本計画を策定してまいります。

【住民安全の推進】

長年の懸案事項でありました同報系防災行政無線については、町アプリ内に防災アプリを構築し、プッシュ型の防災情報をスマートフォン回線を使用しながら町民の皆さんにお知らせするとともに、スマートフォンをお持ちでない高齢者の方には通信端末「マゴスピーカー」を配付し災害情報を受信できる環境を整備し、漏れの無い災害情報伝達に努めてまいります。移動系防災行政無線については、これまでの無線方式を廃止し、災害用スマートフォンを整備し、災害対応における職員間の連絡手段として整

備してまいります。また災害発生時には、モバイルアプリケーションいわゆるラインを用いた通報システムの運用を継続し、迅速な被災箇所の把握、新たに全国瞬時警報システムJアラート専用受信アンテナを役場庁舎屋上に整備するなど、デジタル技術による防災力の向上に努めてまいります。

防災備蓄品の整備については、令和8年度は備蓄ガイドラインに基づく整備のほか、自動ラップ式トイレと組立式給水タンクを整備してまいります。

災害発生初期の、自助、共助などを町全体で進めていくため、自主防災組織の設立、育成などを通じた住民の防災意識の向上のほか常呂川雨量観測所や簡易水位計を用い、さらに常呂川多機関連携タイムラインの運用による関係機関との緊密な連携を図りながら町民への迅速な情報提供を進め、地域防災力の強化を図ってまいります。

令和8年度においても、交通安全指導員をはじめ、交通安全協会、交通安全推進委員会と連携するとともに、地域の協力も得ながら、定例及び期別の街頭啓発、各学校等における安全教室の実施など交通安全意識の向上とスクールゾーン2か所、路側帯表示1か所

を整備するなど、今後も交通事故死ゼロが継続するよう努めてまいります。

全国的に凶悪な犯罪は後を絶たないことから、警察や防犯協会、暴力追放推進協議会などの関係機関と連携し、町内の通学路に設置した防犯カメラを活用しながら犯罪の未然防止や暴力追放に引き続き取り組んでまいります。

また、犯罪被害者等支援条例により、万が一犯罪被害に遭われた方がいた場合には支援策を講じるなど、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に努めてまいります。

広域で連携する消費生活相談やトラブル防止に向けた啓発など、生活安全の確保にも努めてまいります。

将来目標の7点目は、「『みんなの力で』暮らしやすいまちづくり」についてであります。

【DXの推進】

令和8年度は、昨年度に構築した町アプリのポータル化や窓口業務DXを進めてまいります。令和6年度の業務の棚卸、令和7年

度の業務の深掘りで上がった共通課題や個別課題の解決を図るため令和8年度にはDX推進計画のアクションプランを策定し、地域DXとして町民サービスの向上とデジタルデバイドの解消を、行政DXとしての業務の効率化と人材育成、セキュリティ対策を進めてまいります。

全国で共通化・標準化される自治体情報システム導入に向けた各システムの改修については、国の目標に沿うよう着実に進めてまいります。

【住民参画の推進等】

まちづくり町民参加条例による意見、まちづくり推進会議からの提言、夜間町長室開放の継続のほか、昨年から本格的に開始したタウンミーティングなど広聴活動を積極的に取り組み、広く町民の声に耳を傾けてまいります。

また、令和8年度は町のホームページの全面改修を行い、町アプリとのポータル化による連携やライン、フェイスブック、エックスなど既存のSNSを有機的に連携し、さらなる積極的な行政情報発信や住民サービスにつなげてまいります。

町内会、実践会はまちづくりの基盤であり、自治会ごとに様々な取り組みを進めることができるよう、また、地域が一つになり活気あふれる豊かな地域づくりができるよう、引き続き支援するとともに、地域の拠点となるコミュニティ施設の環境整備を継続的に図ってまいります。

多様な性のあり方や人権が尊重され、一人ひとりの個性及び能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて、性的マイノリティの方々の家族としての関係性を公的に認めることで当事者の尊厳を守ることにつなげるため、昨年4月1日からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入しております。今後も北見地域定住自立圏における1市4町による連携した取り組みを継続してまいります。

ふるさとおもいやり寄付制度について、令和8年度も事業推進を図るとともに、適正な制度運用のもと、本町物産のPR、産業の振興、地域活性化を推進するため、事業者など関係者と連携を図りながら多様な取り組みに努めてまいります。

【地域おこし協力隊】

本町では、未来に向かって新たなまちづくりを進めていくため、引き続き地域おこし協力隊を採用し、協力隊員のスキルや能力、斬新な視点を生かした活動によって、協力隊員と連携を図りながら、魅力的なまちづくりを目指し地域の活性化を図ってまいります。

【行財政運営】

令和8年は、本町に開拓の鍬がおろされてから130年目の節目の年であり、町民の皆さまとともに開拓の先人たちを敬い、これまで訓子府が歩んできた歴史を改めて振り返りながら、記念式典の実施などにより、この記念すべき年を祝ってまいります。

町の運営にあっては、「第6次訓子府町総合計画」後期重点プロジェクトを着実に実行し、将来にわたり持続可能な行財政運営を確立するため、町民参加と官民連携、各種事業の再構築、公共施設の長寿命化や更新のマネジメント、組織、業務の見直しなどを推進してまいります。また、本年度が計画年度の最終年度となります。昨年度町民アンケート調査を実施し、現在、まちづくり推進会議などで町民の皆さまのご意見をお聴きしているところで

ありますが、今後、より多くの団体・組織等から積極的な提案もいただきながら、本年度中には、第7次の訓子府町総合計画を策定したいと考えております。

また、同様に「訓子府町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」の改定も進めてまいります。

これまで申し上げてまいりましたが、本年度はいろいろな面で節目の年であり、町の将来を皆さまと共に考え、未来からの呼びかけに応える町づくりを進めてまいります。

財政規律にあたっては、国や北海道などの財政支援制度等の有効な活用を図るとともに、基金運用の適正化と公債費の最適化に配慮した予算編成により、将来に過度な負担を残さない財源対策など財政の平準化を図ってまいります。

また、将来の大型事業も見据え、基金造成にも取り組んでまいります。

人材不足が叫ばれておりますが、行政を担う原動力は職員であり、組織及び運営の合理化に努めながら、適正な規模を確保してまいります。また、行政を担う職員の資質や能力向上は効率的、効果的な行政運営を推進するため必要であり、その成果を町政運営に反映させ、福祉の増進につなげることも重要な政策の一つで

あり、派遣研修やウェブ研修など多様な研修に積極的に参加させ、自治体職員としての知識や能力の向上に努めてまいります。

さらに、地域担当職員制度についても高齢者宅の訪問や地域行事への参加を通じて地域に学び、地域課題を共有し解決につながる取り組みを進めてまいります。

以上、令和8年度の施策の一端を述べさせていただきました。

町民の皆さま並びに町議会議員の皆さまの一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和8年度の町政執行方針とさせていただきます。